

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供（2021年）

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率という）を公開することが義務付けられました。

（法第23条第5項）

許可・届出番号：派13-303283
事業者名：株式会社ピアレス

- ① 派遣労働者の数 5名（2020年6月1日現在）
- ② 派遣先の数 4社（2020年6月1日現在）
- ③ マージン率 51.5% 計算式 $(A - B) \div A$
 - 派遣料金の平均額 (A) 33,915円（8時間相当）
 - 派遣労働者の賃金平均額 (B) 16,438円（8時間相当）
- ④ 教育訓練に関する事項
 - 派遣労働者への個人情報保護に関する教育
 - 派遣労働者への安全衛生教育
 - 派遣労働者への技術維持向上の教育
- ⑤ その他労働者派遣事業の業務に関する参考事項
 - 福利厚生：社会保険・雇用保険の加入

■マージンに含まれる主な経費

- ・健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料、労働保険料等の会社負担分
- ・取得する年次有給休暇にかかる賃金の充当
- ・教育訓練費（情報セキュリティ教育、個人情報保護、新規採用者への訓練費）
- ・営業、管理にあたる社員の人事費
- ・採用募集に関する経費
- ・一般健康診断および生活習慣検診の受信費
- ・オフィス内管理システムの維持費光熱費、通信費等の維持費